省　令

○農林水産省令第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十五号を第四十六号とし、第六号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　イメピトイン及びその製剤

別表第三中第百二十一号を第百二十二号とし、第七号から第百二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　イメピトイン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表安田工業株式会社の項中「鋳造」の下に「、仕上げ」を加え、同表に次のように加える。

株式会社ヤシカ車体	茨城県石岡市下林三千三百二十九番地五	溶接
株式会社山岸製作所	長野県長野市桐原二丁目六番二十一号	機械加工
株式会社オーイケ	長野県東筑摩郡山形村五十四番地一	鉄筋施工
ケーワイ鋼業株式会社	大阪府寝屋川市木田元宮一丁目二十八番一号	溶接
株式会社田中鉄筋工業	熊本県熊本市南区城南町沈目千六百八十六番地	鉄筋施工

○環境省令第十九号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十五条第一項の規定に基づき、振動規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十日

環境大臣　望月　義夫

振動規制法施行規則の一部を改正する省令

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一付表第一号ニ中「図書館並びに」を「図書館」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、石川県において開催される第六十六回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月十六日から同月十八日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十七年四月二十日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第二百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

宮崎くみあいチキンフーズ株式会社	宮崎県宮崎市花ケ島町鴨の丸八百二十九番地一	食鳥処理加工業

第二号ロの表に次のように加える。

矢野造船株式会社	愛媛県今治市小浦町二丁目四番五十四号	溶接

○法務省告示第二百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

あすか創建株式会社	東京都品川区東品川四丁目一番八号	溶接

○法務省告示第二百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社カワセ精工	岐阜県大垣市野口一丁目三百八番地の一	金属プレス加工
サシヒロ株式会社	岐阜県揖斐郡池田町田畑六百十二番地	家具製作

○外務省告示第百三十六号

平成二十七年二月二十五日及び同年三月二日にビエンチャンで、公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十七年四月一日から実施された。

平成二十七年四月二十日

外務大臣　岸田　文雄

（在ラオス人民民主共和国日本国大使館からラオス人民民主共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.58／15－G

口上書

在ラオス人民民主共和国日本国大使館は、ラオス人民民主共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年四月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　ラオス人民民主共和国の国民であって、ラオス人民民主共和国外務省が発給した有効な公用旅券を所持しラオス人民民主共和国政府の公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該ラオス人民民主共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。